

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和4年度 第5回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和5年2月2日(木) 午後2時00分～2時59分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第20号 e-GOVサイトとの電子計算機の結合</p> <p>第三者点検</p> <p>(1) 豊島区個人情報住民税賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価</p> <p>報 告</p> <p>(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数2人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉 隆義(会長)、松戸 浩、村山 健太郎、河原 弘明、 小林 ひろみ、辻 薫、藤澤 愛子、岡 将太、紙子 陽子、 國松 省三、田中 治、戸内 洋二、苗加 一男、升元 美和 計14名
	説明者	人事課長、人事担当係長(給与福利)、税務課長、総合窓口課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

# 審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は紙子委員が出席の予定でございますが、ただいま遅れているようでございます。

また傍聴の方が本日2名いらっしゃいます。

本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけておりますでしょうか。

諮問資料1と、特定個人情報の第三者点検資料1課分と報告資料1の資料でございます。

資料をご確認いただき、不足している資料がございましたらお声がけください。お持ちいたします。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：それでは、早々、審議に入りたいと思います。

本日は、諮問事項1件、特定個人情報の第三者点検1件、報告事項1件を予定しております。

現在、行動制限等は解除されておりますが、感染者数は増加傾向が続いております。本日は諮問件数も少ないことから、速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は1時間程度をめどとしたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早々審議に入りたいと思います。

それでは議題に入ります。議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第20号、e-GOVサイトとの電子計算機の結合。

以上1件でございます。それではご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用ください。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

区民相談課長：資料1、諮問第20号について、人事課長よりご説明申し上げます。

人事課長：それでは資料の1をお取り出してください。

業務の概要でございます。現在、雇用保険の対象となる職員の採用・退職時にシステムから取得届・喪失届を印刷してハローワークへ持ち込んでおります。これをデータ形式で出力して、e-GOVの電子申請を通してハローワークへ提出するというものでございます。

対象者は雇用保険の加入者。昨年12月現在で再任用職員196名と会計年度任用職員1,060名でございます。

相手先はハローワークでございます。

# 審 議 経 過

No.2

結合方法でございますけれども、資料1の別紙の1をお取り出してください。横になっている資料でございます。

申請手順でございますけれども、まず左端、人事課のほうで、申請データを人事給与システムで作成をいたします。そのデータをUSBメモリー等の記録媒体に移しまして、情報管理課に設置してある外部接続用の端末に移します。外部接続用の端末から総務省のe-GOVのサイトへアクセスしまして、データをアップロードしてハローワークに提出すると、申請するというところで完了をいたします。この際には電子署名を付与いたします。申請したものをハローワークが確認を終えますと、登録した人事課のメールアドレスに通知がございます。人事課はそれを確認をした上で外部接続用端末から証明書のデータを取得して印刷後に本人へ配付するというものでございます。

お戻りいただきまして、この理由でございますけれども、雇用保険の取得喪失といえますのは、年度末年度初めの処理件数が非常に多くて、ハローワーク側でも結構時間がかかっておりまして、本来ですと2週間以内に手続をしないといけないんですけども、2週間ぎりぎりというような状況がございます。本人への交付に時間を要しているという状況がございます。

また現行方法でハローワークに書類を持ち込んでおりますので、盗難紛失等を区では防ぎ切れないリスクが懸念されるということで、今回のシステムを使用したいということでございます。

一括承認基準の該当の類型はございません。

過去の類似案件は記載のとおりでございます。

取り扱う個人情報につきましては別表のとおりでございます。雇用保険の届出に必要な様々な情報ということでございます。

最後に電子計算機の結合する時期及び期間でございますけれども、今回の審議会でお認めいただけましたらば、この2月から試験運用を開始しまして、3月から本格的に運用をしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員：ちょっと、では基本的なことを確認したいんですけど、今の理由の中で時間がかかってきたということで、2週間ぐらいいかないのということなんですけど、実際にこれを導入することによって、どのぐらい短縮されるのかという予想ですね。

あと、併せてこの2番目にありますけども、この盗難とか紛失、これまでそういう事例があったのかどうか。

あと、もう一点、最後に他の自治体ですね。23区で特にこういった導入、同時にやられるのか、その辺のちょっと状況、3点にわたって確認したいと思います。

会 長：人事課長、お願いいたします。

人事課長：まず期間でございますけれども、今も何とか2週間ぎりぎりの中ではやってはい

# 審 議 経 過

No.3

るんですけれども、本人に不利にならないようになりますし、1週間ぐらいでは処理ができるのではないかと考えております。

ですので、かなり短縮にはなりますというところですね。それと、これまでその紛失とか、そういったケースですけれども、それはございません。

あと、他区の状況でございますけれども、第4ブロック、中野、練馬、杉並、板橋についてだけなんですけれども、ちょっと分かるところが。中野と練馬と板橋は既に電子化済みというところがございます。

はい、以上です。

会 長：辻委員、お願いします。

A委員：もう一点、今、個人情報として結構項目があるんですけども、これ全てが必要なのかどうかなんですけど、この辺は最大限これだけ必要だということなんですかね。実際はどの程度の個人情報になってるのか分かりますでしょうか。

会 長：はい、人事課長。

人事課長：最大限必要なものでございまして、中には必要、人によってはないものもあるということでございます。

会 長：はい、A委員。

A委員：そうすると、今回、個人情報の漏えいというか、そういったところでは、紙よりも、そういう意味では漏れが少なくなるのか、そういったいろいろ対策もされると思いますが、その辺の漏えいについての対策についてはいかがでしょうか。

会 長：人事課長からお願いします。

人事課長：そうですね。今までもそういった漏えいとかということにはなかったことはなかったんですけども、ただ、やはり人の手で持ち運びをしてみましたので、そういう意味ではかなり安全性といいますか、不測の事態があつて、なくしてしまったり盗まれたりとかということはないのかなと考えております。

A委員：はい。それでは結構です。

会 長：よろしいですか。

A委員：はい。

会 長：B委員、お願いいたします。

B委員：先ほどの質問の中で既に回答された内容がありますので省きまして、一つは、この理由の中で2点目で、現行方法ではハローワークへ書類を申し込んでいるためと。これは、職員がその都度必要なデータをハローワークに持ち込んでくるということなんです。それが1点と。それから、この場合、被保険者というのは直接つながりというのはないのかどうかということですね。またハローワークサイドのほうでは、こういった事務処理上の問題を要請をしていくのかどうかということですね。

以上です。

会 長：はい、人事課長から。

人事課長：今までは紙で打ち出したものを職員がハローワークに持ち込んでおりました。それとあとハローワークのほうでも、なるべくこういう電子化をするようにというよ

# 審 議 経 過

うなことは言われているところでございます。

B委員：あと被保険者はどうですか。全然関係ない。退職した被保険者が、ハローワークに書類を持ち込んで、失業手当等の申込みをしますよね。そういった被保険者の関わりというのはあるんですか。

人事課長：というのは特にはないです。

B委員：あ、ない。分かりました。ありがとうございます。

会 長：はい、C委員。

C委員：結構、今お話があったようにいろんな人を雇用しているときの社会保険や年金の手続とか、あと税金もそうですが、今本当にこういうe-Tax使ってくださいとか、このe-GOVとは言わないけども、ネットでのいろんな手続申請をしてくださいというのはすごいですね、民間でも。考え方としては、そういう普通の会社がやってみるような感じで区もやりますよという感じになるということですかね。

会 長：はい、人事課長。

人事課長：はい。おっしゃるとおりでございます。

会 長：C委員。

C委員：そうすると、年度末年度始めの処理件数が多いと書いてありますけど、そうではないときもこういう個別にはいろいろ、離職票、退職することになったとか、そういうのはそれなりにあるというふうに考えるんですけど、大体何件ぐらい。その途中だどあるんでしょうかね。これは雇用保険の加入者が対象者となっておりますけど、考え方としては、もちろん、この辺が雇用保険の対象者で正規職員は対象ではないとかあるとは思いますが。これは多分、全員のことを言ってるので何件ぐらいあるんでしょうか。

会 長：人事課長から。

人事課長：雇用保険の取得と喪失に関わるその手続でございますけれども、やはり3月、4月に集中をしております、3月とか4月ですと大体150件から170件というぐらいです。それ以外の月は多くても20件程度という形でございます。

会 長：C委員、どうぞ。

C委員：さっきセキュリティーの話もありましたが、これは基本的に本当そのシステムのほうのセキュリティーを主にちゃんとやっていただくということになるかなとは思いますが、そういうことでいいかどうか、それから考え方としては今までそれで毎月必要などときには職員が出かけていったのを出かせないで済むというところはちょっと働き方改革というかどうかは別にして、そこは楽になるということでもよろしいでしょうか。

会 長：人事課長からどうぞ。

人事課長：そうですね。システムについては、ほかの団体も使ってますけれども、非常にそうですね。その事故のないようにということでやれると思っております。やはり職員が毎回持ち込んだり等しておりますので、その時間も短縮もそうですし、あとやっぱり非常に個人情報を持つという、持って出るという心理的な負担とかもあったと

# 審 議 経 過

No.5

思いますので、そういう意味ではかなり軽減されると思っています。

C委員：会長、分かりました。

D委員：よろしいですか。

会 長：D委員、どうぞ。

D委員：この個別の案件については特に異論を出すというふうな趣旨ではないんですけどもこういうふうなe-GOVサイトと電子計算機の結合について、たまたま、今回人事課の雇用保険関係のものが出てきたというふうなことなんですけど、こういうe-GOVとの結合のような電子政府的ないき方というふうなことについて、何か区全体でこれ方針があって、その一環として、これが出てきているのか、それとも何となくこれは人事課限りでハローワークのほうでこういうことをやったほうがいいのではないかというふうなことを言っているの、取りあえずこの個別の案件についてつなげるというふうなことを考えたというふうなことなのか。

要は、何か全体的ないき方というふうなものが区として決まってて、その一環としてつなげてるのか、それとも別にそういう方針は決まってないんだけど、何となく個別のこの人事課の事案についてはつなげたほうがいいかなというふうに思っているのかというふうなところが、つまり全体的なビジョンがあってやっているのか。何かこの個別の案件だけでやったのかというふうなところがちょっと気になるところですので、そこら辺の全体との中のこの一部分というふうなものが占めているものの意義というふうなことに、ちょっと説明していただければというふうに思います。

会 長：事務局からどうぞ。

情報管理課長：すみません。情報管理課長でございます。

全庁的な方針としましては、DX推進計画というのがございまして、区民サービスの向上のために各種DX、デジタル化を進めていきたいと思いますという方針がございまして。その全体の方針の中で各個別の業務がどれをデジタル化するかとか、これをやるというのではないかみたいなのは個別に所管課のほうでご判断いただいてまして、今回、人事課の雇用保険の関係がこれに当てはまるということでございます。

会 長：はい、D委員。

D委員：つまり、何についてつなげて、何についてつなげないかということについて、全体の方針はないんだけど、一応それについては個別の部局で判断していくというふうなことで、何かやるべき、やるべきでないというふうな基本的な方針があるというわけではないということですかね。

会 長：事務局からどうぞ。

情報管理課長：デジタル化の、IT化の中でオンライン化の推進というテーマというか、カテゴリーがございまして、その中でやるやらないも含めて、各所管課のほうでご相談いただきながら進めているというところでございます。

会 長：はい、D委員。

D委員：承知しました。これ特にこの個別の案件について、何か問題があるというふうなこ

# 審 議 経 過

No.6

とではないので、何か全体的に統一感のある方法でつなげて、電子政府的ないき方というふうなものを構想していただければというふうに思います。

以上です。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：今のD委員と視点は多分共通してると思うんですけど、今のお話伺ってますと、結局これ、まだら模様といいますか、そのDX化というのは、結局区のほうでどういったものをe-GOVの電子計算機の申請ルートに乗っけていくかというのを判断していくということなのかどうかということなんです。

つまりこっちでもって、多分これe-GOVは結構汎用性あるので、いろんなメニューがあるわけですね。申請の。これ、こういうふうになってくると、通例だと、国のほうからこういうものについては電子化申請してくれというような、そういったものが来て、全国統一的にやりそうなもんなんだけど。どうもお話聞いてみると、そうではなくて区のほうでどれをe-GOV申請ルートに乗っけるかというのは判断していくということになるのかどうか、この理解が正しいかどうかということをお聞きしたいのが1点で。

2点目が今のお話と関係するんですけど、先ほど別の委員からの質問で、これ実は全部でやってるわけではなくて、数区だけしかやっていないということになると、これまた別の意味でもまだら模様でありまして。これ、お話伺っているとハローワークのほうがちよっと実務になるわけですけど、今までは、この膨大な紙の資料を一々ハローワークのほうで手入力していたのかということが非常に気になるんです。現にこれ今言われた中野区とか、そういった数区以外は依然として、それをやってるのかと。

そうすると、ハローワークのほうとしては、これはやっぱりこの電子化申請してくれという圧力は相当あるのではないかと思うんですけど、これ豊島区のほうがやられたというのは、ちょっとこれ先ほど話伺って数が少ないなと思ったんですけど、これはどういう状況になってるのかなと思った次第です。

以上2点です。よろしくお願いします。

会 長：事務局のほうからお答えください。

情報管理課長：手続の電子化、オンライン化につきましては、国のほうからも、この事務については強力にオンライン化なり、オンライン結合を進めなさいというものは例示がございますので、それも含めて、各区で、現場の事情もございますので、ある日一斉にどんというわけではないですけども、調整しながら徐々にオンライン化を進めているというところでございます。

会 長：課長からお答えください。

人事課長：先ほどの他区の状態なんですけれども、ちょっと23区全部を調べられたわけではないので、周辺区で、中野、練馬、板橋が電子化をしているというところですので、ちょっとはっきりしたことが言えませんが、多分、もう少しほかのところ、全体で見れば進めてるところもあるかとは思っております。

# 審 議 経 過

No.7

人事担当係長：ハローワーク側の処理なんですけれども、今まで紙で申請していたものをハローワークのほうで恐らく全て手入力で入力していたものになります。なので、区としては100何件か100、200件程度なんですけれども。当然、3月、4月は採用退職多くて、ハローワーク側大体書類山積みになってまして、一旦預けまして、数日後、もしくは出来上がり次第連絡をくれるというような形で、なかなかハローワーク側も処理がたまっているような状態でした。なので、ここ数年は大量に持っていくたびに電子化しませんかというような軽いお誘いというか、案内はよくされていた状態です。

実際、他区におきまして、そこ、我々は池袋ハローワークなんですけれども、それぞれ各区のハローワーク側でどのような案内を受けて、今に至ったかまでは申し訳ありません。ちょっと把握してませんので、そこまでは分からないです。

D委員：ありがとうございました。かなりこれ負担なのかなと。これは区で心配することはないのかもしれませんが、ちょっと気になってたんです。

手入力ということだと、以前、年金の社会保険庁のほうで手入力でやった、その紙媒体だったものを電算化する過程でかなりのミスが生じてる云々ということもございましたので、そういった正確性の観点からすると、こういったほうがむしろいいのかなというふうに思った次第です。

他方で、e-GOVという去年ハッキングで情報流出こそなかったんですけど、サーバーダウンに近いところが去年あったところでありまして、セキュリティー、先ほどからこれは言うまでもないのなんですけれども、セキュリティーがきちっとしてるのが前提となるわけなんですけど。ちょっとe-GOVは気になる場所もありますので、これは豊島区さんよりもむしろ国の側なんだろうけれども、気をつけていただければと思った次第です。

以上です。

会 長：ほかにご質問とかご意見おありでしょうか。ほかにないようでしたら、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか確認をさせていただきたいと思えます。

是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

以上で本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。

次は報告事項について、お願いいたします。

区民相談課長：それでは続きまして、資料2「豊島区個人情報住民税賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価」でございます。

審議会条例第2条2項の所掌事項に該当する特定個人情報保護評価に関する第三者点検について、お手元の規程集の赤いインデックス「第三者点検」にあります「豊島区特定個人情報保護評価」の点検方法にのっとり進めてまいります。

本日は、全項目評価書の点検、評価をお願いいたしました株式会社RSコネクトの

# 審 議 経 過

No.8

評価リーダーである■■様にお越しいただいております。評価書の点検については既に済ませており、報告書「特定個人情報保護評価書点検結果報告書」を区に提出いただいております。

委員の皆様方には、その報告の内容をご確認いただくとともに、質疑等を経て全項目評価書のご承認をいただくこととしたいと思います。

初めに、私、区民相談課長より、特定個人情報保護評価の実施経緯についてご説明させていただきます。続いて、税務課長よりパブリックコメントの報告、その後、株式会社RSコネクスト■■様より点検報告をいただきます。

それでは、初めに今回の評価を実施するに至りました経緯等について、説明させていただきます。

最初に、特定個人情報保護評価ですが、特定個人情報、これは個人番号を含む個人情報を言いますが、それを取り扱うに当たりまして、個人のプライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護の措置を講じるものでございます。

今回、第三者点検の対象となる住民税賦課徴収に関する事務においては、特定個人情報を取り扱う事務に当たります。そのため、多様なリスクの分析を行い、リスクを軽減する適切な措置について特定個人情報保護評価書に記載して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを具体的に説明することにより区民等の信頼を確保することを目的としております。

また、対象となる事務に対しては、全項目評価を実施しております。全項目評価については、対象者数が30万人以上の場合や特定個人情報ファイルの取扱い者数が500人以上の場合、過去1年以内に特定個人情報に関わる重大な事故を起こした場合に実施することとなっております。

さらに全項目評価を実施した場合には、区民等から意見を聞いた後、個人情報保護委員会へ評価書を提出する前に第三者点検を受けることとなっております。第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することで、個人情報保護審議会、または審査会による点検が原則とされております。

続きまして、税務課長より報告させていただきます。

会 長：税務課長からお願いいたします。

税務課長：それではよろしくお願いいたします。

意見公募の結果について、ご報告をさせていただきます。

意見の募集の期間につきましては、令和4年11月21日月曜日から12月21日水曜日の1か月間といたしました。これにつきましては、広報としま11月21日号及び区ホームページ等で周知をいたしました。

閲覧場所は区のホームページのほか、税務課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館でございます。

実施結果につきましては、A4、1枚の資料を入れさせていただきますが、Eメールでのご意見を1件いただいております。

意見の概要と区の考え方につきましては、記載のとおりでございます。いただいた

# 審 議 経 過

No.9

意見の概要といたしましては、個人情報データの迅速なサービス提供を望むことや、個人情報のデータ化の外部委託過程でデータの漏えいがないように留意してほしいというふうにございました。それについての区の考え方をまとめたものが右のほうになります。マイナンバーカードの普及に伴い様々な手続がオンライン化され、従来のサービスを迅速に提供できるようになっております。引き続き、個人情報データの有効活用について、国等の動向を注視しながら、さらなる区民サービスの向上に努めてまいりたい。また、特定個人情報については外部委託や内部事務において、セキュリティを強固にし、厳格に取り扱ってまいりますというの区の考え方として、まとめたものでございます。

なお、いただいたご意見につきましては、主に今後の運用の中で十分反映していけるものと考えておりました。評価書の内容を修正、あるいは見直しをしたということは特に行ってはいません。

説明は以上になります。

税務課長：すみません。今、読み上げた資料につきましては、資料の中の一番最後のところにつけていたものを読み上げたものでございます。申し訳ございません。

区民相談課長：それでは続きまして、株式会社RSコネクト■■様よりご報告お願いいたします。

RSコネクト担当者：株式会社RSコネクト、■■と申します。よろしくお願いたします。

今からご説明させていただきます資料は、資料2のタイトルが「特定個人情報保護評価書点検結果報告書」になります。

会 長：着座して、お話しいただいて結構です。

RSコネクト担当者：すみません。では、ちょっと着座させていただきます。

この報告書本編と加えまして、別紙が資料2(別紙1)というもの、タイトルが「変更点チェック表」というものがございます。もう一つあります。資料2の別紙2、タイトルが「安全管理措置チェック表」、これが今からご報告させていただく資料になります。

報告書本編に戻りまして、こちらでまずは全体をご報告させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、「番号法」ですが、この番号法では、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、国が示します「特定個人情報保護評価指針」、これは評価指針に基づき特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止するために危険性及び影響に関する評価点検が義務づけられております。

この評価指針では、評価書の初回の作成以外にも定期的に見直しをし、必要に応じて修正を行うことと定められております。

また、次に該当する場合は評価の再実施というものが求められており、三つございます。一つが特定個人情報ファイルに対する重要な変更が行われた場合、二つ目が特定個人情報の対象者のしきい値に変化があった場合、三つ目が前回の評価からおおむね5年が経過した場合、この三つになります。

# 審 議 経 過

No.10

今回は、豊島区様では特定個人情報ファイルの中でも、個人住民税賦課徴収に関する事務、これの評価、前回から5年が経過されますので、三つ目のこの5年経過というところで第三者点検を実施する運びになっております。

弊社、株式会社RSコネクトでは、区が見直しをした評価書を評価指針の第10(2)に定める指針の観点、審査の観点に求める必要な事項で今回チェックさせていただきました。その結果を次のページからご報告させていただきます。

ページめくっていただきまして、3分の2ページ、(1)です。本点検で確認した評価書は、個人住民税賦課徴収に関する事務、主管課は区民部税務課になります。

項目2です。本点検で確認した主なポイント。一つは、評価書の変更箇所が評価指針に基づき準拠した内容になっているかどうか。この結果を先ほどの別紙1の変更点チェック表にまとめております。

もう一つ、視点としては、特定個人情報ファイルの安全管理措置が妥当なものになっているかどうか、これが別紙2のほうの安全管理措置チェック表に記載しております。

これらの資料を使いまして、どういうふうな流れで点検を実施したか、ご説明します。

項目3、本点検の実施内容。令和4年8月29日から9月5日にかけて、政策経営部区民相談課行政情報グループ、これは事務局といいますか、事務局と点検計画の協議を進めてまいりました。そこで、まず第1回目の評価書の点検を行ったのが9月6日に行いました。

実施した内容は、まず、別紙1のほうの点検変更点のチェック表、全17項目ございますが、これを一通りヒアリング資料の閲覧等で確認していきまして。その結果、一番左側に通番が振られておりまして、1番からページずつと進みまして、17項目まで通番があります。この中で特に気になったところが、通番でいうと、3番と4番、ここが第三者点検という右側の緑色の項目の判定というところが経過観察とさせていただいているところになりまして、ちょっとあの適合とは言い切れない、もう少し証拠を入手する必要があるというふうに判断しまして、ここの調書に書いております観点でもう一度質問を掘り下げております。

もう一つが、別紙2の安全管理措置チェック表も同じようにチェックを開始しまして、これちょっと項目が、通番が左から2番目のほうになりますけども、通番、1番からページ進みまして19番まであります。これを一通りチェックさせていただいた結果、19個あるうちの五つの項目で少し疑義が残る状況でしたので経過観察とさせていただきました。具体的には、通番で申し上げますと、1番と3番、4番、ページ進みまして、通番の9番。最後5点目が通番の15番。この5点です。

これに対しまして、税務課様のほうで、もう一度見直しと情報の収集を調査していただきまして、必要な見直しをしていただきました。10月3日から10月14日にかけて、その修正結果を再度2回目点検ということで確認させていただきました。

# 審 議 経 過

No.11

その結果、変更点チェック表、別紙1のほうで、その2点については、委託の状況が気になったところであったんですけども、ここは再委託の実施というところは、特に今年度は実例がないということの確認ですとか、委託先に対して決められた手順に基づいて、きちんと点検は行っていたという事実を確認できましたので、最終的に適合というふうに判断をさせていただきました。

もう一つの安全管理措置チェック表で課題になっておりました五つの項目に対して、同じように確認していきました。順番にちょっとご説明させていただきますが、まず、一つ目の通番1になります。点検の概要が安全管理措置に関する基本方針というものを作成することが義務づけられております。これを拝見したところ、情報セキュリティポリシーの版番号が古い記載でしたので、ちょっとここは改めていただくというふうに求めたものに対し、2回目点検のときには修正を完了していただいている状況を確認しましたので適合とさせていただきます。

同じように確認していきました通番3については、税務課以外の他課について取扱いをしている場合、これ取り扱っているんですけど、その内容を精査していただいて、その結果を評価書にも表記してくださいというふうに求めました。そのとおりに評価書の内容も修正していただきましたので適合しているというふうに判断しました。

続いて、通番4についてです。ここは情報システムのシステムのログの分析の記録を確認していたところ、年度末の記録について、点検1回目のときには確認できなかったもので、その状況を確認していただくとともに、必要であれば作成するように求めました。第2回点検の際にはその記録が作られていたということを確認の閲覧をもって確認できましたので点検が行われていたというふうに判断いたしました。

続きまして、4点目が、ページ次になります。通番9番になります。ここは、事務取扱担当者に対して、必要な教育が行われているかどうかを確認させていただきました。第1回目の時点ですと、まだ全員が受け切れていなかったという状況でしたので、必ず全員が受講していただくように求めました。2回目点検の際には、一部産休等で受けられない方を除き全員が受講しているということを確認させていただきましたので適合としました。

最後5点目です。次のページになりますが、通番15番になります。

ここは特定個人情報ファイルのアクセスが適切に施されているかどうか、アクセス制御そのものは以前から変わらず一人一IDというところ、認証を強化していることに問題はなかったもので、実務的には問題がないんですけども、どういう設定ポリシーの下、制御しているのかということに対して明文化した資料がありませんでしたので、ちょっと、そこは作っていただくように求めました。第2回点検の際に「個別システムアクセス制御実施手順」というものを作成していただいたことを確認しましたので適合したというふうに判断いたしました。

以上の流れで、ちょっと報告書本編に戻りますが、10月の15日から31日まで最終的な見直しをしていただき、11月1日評価書の間接確認ということで、全て

# 審 議 経 過

No.12

の、先ほどご説明いたしました観察事項に対して適合しているというふうに判断いたしました。その後、11月21日から12月21日までパブリックコメントが実施されており、続いて、ページまたぎますが12月22日から12月26日まで最終調整をしていただいたものを12月27日に弊社で評価書の最終点検を行い、問題がないということを確認しました。

本報告書12月28日から年明けの1月4日にかけて、本報告書を作成し、1月5日にこの報告書を提出させていただいたという流れです。

以上が評価の流れです。

項目4です。本点検の体制は株式会社RSコネクト。点検リーダーが私■■■です。点検メンバー2名です。■■■と■■■。品質管理者に■■■と、この4名の体制で今回確認させていただいております。

最後です。項目5、点検の結果。弊社は評価対象であります「個人住民税賦課徴収に関する事務」の評価書が、区が国へ公表するに当たり、おおむね適切な内容になっていると判断いたしました。この結論に至るまでには、弊社は主管課と評価書に関する意見交換を重ね、評価書の修正に関する助言及び安全管理措置の改善提言を行っております。その結果、最終的に主管課より提出されている評価書、今、皆様をご覧になっていただいているものが審査の観点で示す適切性及び妥当性で求める適合レベルになった。全部なったというふうに判断した次第です。

報告は以上となります。

会 長：ただいまの説明、報告につきまして、何かご意見、ご質問はおありでしょうか。

はい、C委員。

C委員：何と云うかな、まず今度、はっきり言えば、こういう点検も審議会に、今後も審議会に一応かけていただいてやるということは伺っております。ただ、この審議会自体の性格が少し変わりますので、多分、私は、次は委員になれない、ならないのではないかと感じておりますが、そういう意味で最後、これの点検の報告なのでちょっと一言申し上げたいと思います。

やっぱり最初よりはだんだん分かりやすくなってきたかなとは思っておりますが、最初は一体何をやってるのが理解できなかったところがあります。点検というふうなことがね。だんだん分かってきて、専門家の方々が見て、今、豊島区がやっている、いわゆるマイナンバーに関わる事務がちゃんと法律に照らしてどうかとか、セキュリティの関係もどうだとか、それを点検していただいて、是正をある程度していただくということになって、その結果をパブリックコメントをかけてやるという流れになった、流れだということはだんだん分かってくると。そういう意味では、当初こんなことやってもなと思いましたが、一つは、ちょっとはいいかなと、外部監査的なことではいいかなと思っておりますし、そういう意味では専門家が見て分かるというだけではなく、そうではない人が見ても分かるような、パブリックコメントをやってもらいたいというのが、実は私としては一番の要望なんですね。今回そういう意味では一つパブコメの回答が、意見が出たのは大変うれしいことだと思っていま

す。

それで、それも、かつ内容的には何ていうのかな。この中では、やはり民間企業など外部に流通することを大変危惧するという観点がありますけれども、ちょっとこの区の考え方自体の答弁がこれに答えてないのではないかなと思うんですね。

セキュリティ効果みたいなことを言ってるけど、この民間企業のように外部流出するということは、そういうことを危惧してるとはならないというふうにならないうちにちょっと私は読み取ったんですね。やっぱり外部委託過程でデータが流出しないようにというところでいいのか。そっか。データ化等のところで行かないようにするというところで、そういう意味で。ごめんなさい。ちょっと元に戻って、強固にし厳格に取り扱ってまいりますというふうに書いてあるんですけど。この答えというのは、はっきり言うと、この点検の中でどういう部分で強固になってるのかというのをちょっと聞きたいなと思っているんです。それどうでしょうか。

会 長：■■様からお答えいただけますでしょうか。

R S コネクト担当者：はい。委託管理については、今おっしゃっていただいたとおり、弊社でも少し重点的に確認していた項目になり、今回の確認の中でどの辺りでそれを点検したかという履歴になりますと、別紙1の変更点チェック表というところがあります。そこで弊社からも経過観察としていた唯一のところは委託管理の項目になりまして、いろんな観点で見る視点はあるんですけども、特に業者が変わった場合については、必ず現場のほうに区の職員が伺って点検したかどうか、あと再委託の有無というものをどのように確認されたのかというところを重点的に確認させていただいております。

恐らくパブリックコメントの質問でもこの辺りの観点なのかなという気もしますので、その答えとしては、まず一つ危惧するところはきちんと現場確認等も行われているということですね。ここはまあいいでしょうということです。もう一つ、再委託について危惧していたところは、まだ実例として、今年度はなかったということですので、今後再委託があったとしても同じように再委託の許諾手続は求めていますし、現場へ行って確認するというところも現場でも認識させていただいておりますので、そこは大丈夫かなというふうには判断いたしました。

C 委員：分かりました。ありがとうございます。

会 長：ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

それでは、まとめに入りたいと思います。本評価書について承認するかしないか、お伺いさせていただきます。

承認の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、承認とさせていただきます。これで第三者点検は終わらせていただきます。

次は報告事項に移らせていただきます。事務局のほうからよろしく願いいたします。

# 審 議 経 過

No.14

区民相談課長：続きまして、報告に進みます。

報告1「住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について」でございます。

こちらは、平成15年1月24日付14答申第5号でご承諾いただきました「豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー対策に関する条例」第13条第2項に基づき、毎年1回、審議会に報告を行うものでございます。

それでは、区民部総合窓口課長よりご報告させていただきます。

会 長：課長からお願いいたします。

着座して、お話ししていただいて結構です。

総合窓口課長：総合窓口課長でございます。

私からは、住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況についてご報告させていただきます。

それでは失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

お手元に資料をご用意しております。表紙右肩に報告1とある資料でございます。

中身ですけれども、資料1-1から資料の3まで1-1と1-2、資料2、資料3、4種類の資料で4ページにわたって資料が組まれております。資料番号は右肩に打ってあります。

それでは、1-1をご覧ください。

こちらは「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票による自己点検」の実施についてでございます。

自己点検というのはどういったものかということですが、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー強化の一環といたしまして、平成14年度から「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」により各市区町村自身で実施をしております。

令和4年度、今年度におきましても総務省より都道府県宛にチェックリストによる自己点検及びシステム運営監査を実施する旨の通知がありまして、都からの依頼に基づきまして、本区でも自己点検を実施し、都へ報告しております。

自己点検の目的ですけれども、各自治体における対策の状況を自治体自ら点検し、職員の意識を高めるとともに必要な対策の見直し等を行い、セキュリティーの維持向上を図るというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、資料1-2です。その自己点検の実施の結果でございます。

自己点検の項目というのは、大体130ぐらいの項目がありまして、総合窓口課及び関係する10数課で実施をしております。

中ほどの表をご覧くださいまして、各項目に回答番号、表側のほうですね。0から3までございます。0というのは該当しない項目で、該当する場合は1から3まで。上から説明いたしますと整備してないというものから運用しているという3まで、3が適切に運用しているということになりますけれども、これで評価をしていきます。これが点数となります。

# 審 議 経 過

No.15

一番下の小さな表に豊島区の平均点とありますけれども、今回、令和4年度の3点ということで、ここ3年間は3点を維持できております。

なお、記載はございませんけれども、11月に、こちらの自己点検を補完する形で、電話によるリモートヒアリングというのを受けておりました、そこでも特に指摘されているという事項はございませんでした。

ページをおめくりいただきまして、資料2をご覧ください。

CSルームの入退室状況についてというものでございます。CSルームというのが庁舎のとあるところがございます。CSというのは、住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバーのことでございます。そこへ職員やベンダー事業者の入退室の記録ということで、入退室者数とその理由を記載したものとなっております。なかなか数字だけでは判断しづらいというものかもしれませんが、豊島区住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱というのを定めまして、適切に管理を行っております。

ページをおめくりいただきまして、資料3をご覧ください。

令和4年度マイナンバーカードの交付及び利用状況でございます。

項番1、住民基本台帳カードにつきまして、これは昨年度も説明をしておりますけれども、住民基本台帳カードについては、交付を終了しております。

項番2、23区マイナンバーカードの交付状況。令和4年10月31日現在の数字でございます。少し古い数字で恐縮でございます。23区各区の状況です。表頭をご覧くださいまして、区名、人口、申請数、申請率、交付数、交付率でございます。申請数、交付数につきましては、制度開始以来の累計の数字を集計したものでございます。豊島区はグレーで塗られているところですが、10月末現在交付の割合、これ令和4年1月1日時点の人口を基にした、分母にした交付の割合ということで、すけれども、57.7%、最新の数字と申しましても12月末現在、ここから2か月後ですけれども61.1%になっております。先ほど、この交付率、累計の効率と申しましたけれども、12月末現在の所持率、ある時点で住民の方々の何%が持っているかという数字ですが、これは約52%となっております。その所持率を見ても、ようやく半数以上の方が持つに至っているということでございます。

項番3です。マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票、印鑑登録証明書、税証明が取れます。その取得数でございます。これは昨年度、令和3年度と今年度の10月31日時点と比較したものとなっておりますので、今年度の数字のほうが合計を見ていただいても少ないというのは分かると思います。この後、今年度も、11月から3月まで取得数が増えていくと思います。令和4年度の合計数5万6,666。これは7か月分の数字ですので、それを7で割って12を掛けた数字、9万通以上の取得数があるのではないかと見込んでおります。

コンビニ交付が始まって以来、毎年度、皆さんがマイナンバーカードを持っていたくにしたがって、交付数というのはどんどん増えてきているという状況でございます。

# 審 議 経 過

No.16

説明は以上でございます。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問がありましたらお手を挙げてください。

特にないようでしたら報告事項を終了させていただきます。

本日の議題は以上となります。最後に事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はありがとうございました。最後に事務局からお礼を申し上げます。当審議会は平成12年7月21日に第1回が開催されてから13年余り、条例の運用や個人情報等の保護に関するご審議をいただいております。

このたび個人情報保護法の改正に伴い、今年度末をもって終了し、令和5年4月1日からは新たな体制に切り替わる予定でございます。審議会が新体制となっても、当審議会でご審議、ご答申いただきました事項については、これからも豊島区の事務における基礎となるものであると認識しており、基本的な考え方として継承しなければならないものと考えております。

長期にわたり貴重なご意見をいただきましたことを感謝いたしますとともに、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

会 長：私からも委員の皆様には、議事進行に大変ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

# 審 議 経 過

No.17

<p>合 議 結 果</p>	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第20号</p> <p>    e-GOVサイトとの電子計算機の結合</p> <p>次の第三者点検結果について報告され、承認した。</p> <p>    (1) 豊島区個人情報住民税賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価</p> <p>次の事項について報告された。</p> <p>    (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について</p>
<p>提 出 さ れ た 資 料 等</p>	<p>資料1 e-GOVサイトとの電子計算機の結合</p> <p>第三者点検（住民税賦課徴収に関する事務）</p> <p>    5年経過前の評価の再実施について</p> <p>    点検結果報告書</p> <p>    変更点チェック表</p> <p>    安全管理措置チェック表</p> <p>    意見公募の結果報告書</p> <p>    特定個人情報保護評価書（全項目評価書）</p> <p>報告1 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について</p>